

令和8年度児童クラブ (学童保育)利用について

令和8年度児童クラブ(学童保育)利用のしおり より抜粋

八百津町教育委員会 教育課 子ども支援係

児童クラブ (放課後児童健全育成事業)とは

児童クラブの対象は、小学校の授業終了後、帰宅しても仕事などの理由で保護者等(祖父母等を含む)が不在の町内の小学校に就学している児童です。

児童クラブは、学校から自宅へ帰る代わりの下校先として、学校の運営とは区別して児童をお預かりし、遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図るところです。(児童福祉法に定める事業)

入所基準

小学校に就学している1年生から6年生の児童で、放課後および学校休業日（長期休業）に保護者等が次のいずれかに該当する家庭で、保育が1ヶ月に15日以上行うことできず、かつ、その状態が相当程度継続すると認められる家庭の児童

※保護者等とは、祖父母、18歳以上の兄弟姉妹（高校生を除く）、親類縁者または同居人など世帯を同じくしている者。

- ①児童の保護者が常時家庭外で就労をしている。
- ②妊娠中（産前6週以内）または出産後（8週間以内）である。
- ③長期にわたり病気・負傷の状態にある、または心身に障害を有する同居の親族を常に介護している。
- ④母子家庭等で求職中の状態にあるとき。

放課後児童クラブの概要

小学校区	名称	実施場所	住所	定員
八百津小学校	八百津放課後児童クラブ	福祉センター(夢広場ゆうゆう) 2階 児童クラブ室	八百津町八百津 3836-3	60名
錦津小学校	錦津放課後児童クラブ	錦津公民館(錦津小学校西隣) 2階 学童保育室	八百津町伊岐津志 1801-2	60名
和知小学校	和知放課後児童クラブ	和知学童保育施設 (和知小学校敷地内)	八百津町和知1227	60名
久田見小学校	久田見児童クラブ	久田見環境改善センター (久田見出張所敷地内)	八百津町久田見 2745-7	20名

開設時間

名称	平日	長期休業日(平日)	土曜日(第2・第4)
八百津放課後児童クラブ	放課後～午後6時30分	午前8時～午後6時30分	午前8時～午後6時30分
錦津放課後児童クラブ	放課後～午後6時30分	午前8時～午後6時30分	和知放課後児童クラブにて実施 (事前申請者のみ・八百津、錦津の方も)
和知放課後児童クラブ	放課後～午後6時30分	午前8時～午後6時30分	
久田見児童クラブ	開設なし	午前8時～午後6時30分 (春、夏のみ)	開設なし

※ 第1・第3土曜日、日曜日、祝祭日、お盆期間:8月13日～15日、年末年始:12月29日～1月4日は休所いたします。

利用区分および利用料等

(1) 利用料金

① 通年利用(八百津・和知・錦津)

※1年を通じてひと月に10日を超えて利用する場合・土曜日を利用する場合

1人:6,000円／月(定額)

- ・利用の有無および利用日数に関わらず、利用料がかかります。
- ・土曜日および長期休業時も利用可能です。ただし、土曜日が祝祭日の場合は休所となります。

② 長期休業期間のみ利用する場合

春休み(4月)・夏休み(7月・8月)・冬休み(12月・1月)・春休み(3月)のうち希望する期間に利用する場合。それぞれの期間で料金が異なります。

- ・利用の有無および利用日数に関わらず、利用料がかかります。
- ・土曜日の利用はできません。

長期休業期間の各期間の金額

名称	春休み (4月)	夏休み (7月)	夏休み (8月)	冬休み (12・1月)	春休み (3月)
八百津放課後 児童クラブ					
錦津放課後 児童クラブ	2,000円	3,000円	7,000円	2,000円	2,000円
和知放課後 児童クラブ					
久田見 児童クラブ	1,500円	2,500円	6,500円	開設なし	1,500円

※ 久田見児童クラブについては、各長期休業時の終業式、始業式の日は利用できません。

③ 一時利用のみ利用する場合(八百津・和知・錦津)

放課後、長期休業期間を問わずひと月に10日まで利用できます。
利用した分のみ、利用料がかかります。

放課後: 600円／日

長期休業期間(授業参観等の振替休日を含む):

600円／日(正午をまたがず利用した場合)

800円／日(正午をまたいで利用した場合)

・土曜日の利用はできません。

④ 長期休業日と一時利用を併用利用する場合 (八百津・和知・錦津)

長期休業期間に加えて放課後も一時的に利用する場合は、『一時利用』も併せてお申し込みください。その場合は、長期休業期間以外でひと月に10日まで利用できます。

この場合、利用料に関しては、長期休業の金額に、一時利用した分を加えて計算します。

(2)年会費 1人:1,000円／年

年会費には、保険料が含まれています。

保険の関係上、利用の有無に関係なくお申し込みされたすべての方に年会費の納付をいただきます。一度も利用がなくとも返還いたしません。

利用区分ごとの金額の例は、令和8年度児童クラブ(学童保育)利用のしおり9ページをご覧ください。

利用料金の減免

減免理由に該当する世帯については申請してください。対象の方であっても減免申請が提出されていない場合は減免することができません。また、年会費および一時利用料金は減免、免除の対象となりません。

① 多子減免

兄弟(姉妹)が同じ利用区分で児童クラブを利用する場合は、第2子は利用料の減免(1/2)、第3子以降は利用料の全額免除となります。

② ひとり親減免

児童扶養手当を受給している世帯の児童は、年長者から利用料の減免(1/2)を受けることができます。第2子以降は多子減免と同様です。

③ 生活保護世帯減免

生活保護受給世帯の児童は、利用料の全額免除を受けることができます。

納付方法

① 口座振替(通年利用・長期休業利用の方)

年会費および利用料の納付は、原則口座振替をお願いしています。口座振替依頼書は、口座振替をご希望される金融機関にて手続きをお願いします。

令和8年1月からWeb口座振替申し込みが可能になりましたのでご活用ください。

② 納付書での払込み(一時利用の方)

利用翌月に納付書を郵送しますので、期日までにお支払いください。

お支払いいただけない場合は、以降の利用をお断りします。

利用申し込みについて

申請書類

- ① 放課後児童クラブ利用申込書(申込児童1人につき1枚)
- ② 就労証明書(保育園の現況届の際に提出した方は不要)

※就労以外の理由で利用される方は、面接調書及び事由を証明する書類が必要です。

- ③ 減免申請書(該当者のみ)
- ④ 児童調査票およびアレルギー調査票(申込児童1人につき1枚)

令和8年2月13日(金)までに各学童クラブ(八百津・錦津・和知)・久田見出張所(久田見)に提出ください。(期限厳守)

その他

- 健康安全管理(クラブ内でのけが等・気象警報発令時・学校及び学級閉鎖時)
- 保護者のみなさまへのお願い などありますので
詳細につきましては

「令和8年度児童クラブ(学童保育)利用のしおり」をご確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

- ・申請に対して不明点等ありましたら、こちらの
読み取りコードからお問い合わせすることもできます。

